料等のうち繰出金に相当する額とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号一の表中

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数 二、一七四、〇〇〇円

とあるのは

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数 二、一七四、〇〇〇円 ○円 精神病床の許可病床の数 一、五二三、〇〇〇円 ○円

とする。また、同表第一号から第三号までについては、経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和六年度においては、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた都道府県のうち石川県内の市町村等が経営する病院であつて、経営強化プランを策定するための作業に着手しているものとして総務大臣が調査した病院を含む。）について算定するものとし、同表第四号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

二　都道府県の医療計画に基づき市町村等が整備し、及び運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一八二、一〇二、〇〇〇円を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

十四　学校医等の公務災害補償に要する経費があること。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第二条の規定に基づき当該市町村が行う公務災害補償に要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。

料等のうち繰出金に相当する額とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号一の表中

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数 一、九七六、〇〇〇円

とあるのは

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数 一、九七六、〇〇〇円 ○円 精神病床の許可病床の数 一、五二三、〇〇〇円 ○円

とする。また、同表第一号から第三号までについては、経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和五年度においては、経営強化プランを策定するための作業に市町村等が着手しているもの又は令和六年三月三十一日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）について算定するものとし、同表第四号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

二　都道府県の医療計画に基づき市町村等が整備し、及び運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一八二、一〇二、〇〇〇円を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

十四　学校医等の公務災害補償に要する経費があること。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第二条の規定に基づき当該市町村が行う公務災害補償に要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。